

# 既設下水道管調査業務共通仕様書

令和6年4月改訂

## 第1条 適用

- 1 この仕様書は、下水道管きょ設計業務に付随して、既設下水道管調査を行う場合に適用する。
- 2 この仕様書に定めのない事項については、土木設計業務共通仕様書、下水道管きょ設計業務共通仕様書並びに別に定める特記仕様書等による。
- 3 設計書、図面及び特記仕様書等に記載された事項は、この仕様書に優先して適用されるものとする。

## 第2条 疑義の解釈

受託者は、業務の実施に当たり、疑義を生じた時は、監督員と協議すること。

## 第3条 許可申請

受託者は、調査に当たり、事前に道路法、道路交通法、横浜市道路占用規則等法令に定める許可・申請手続きを行うこと。

## 第4条 調査計画書

受託者は、調査実施に先立ち必ず本市下水道台帳による調査を行ない、調査計画書を作成し、監督員に提出すること。

## 第5条 安全対策

- 1 受託者は、調査に当たり、公衆災害、労働災害及び物件損傷等の防止に必要な措置を十分に行うこと。
- 2 受託者は、人孔内部など酸素欠乏、有毒ガス、可燃性ガスの危険のある個所で、調査を行う場合は、「酸素欠乏症等防止規則」に従い、酸素濃度測定器、可燃性ガス測定器等でその安全性を確認し、未然に事故を防止しなければならない。なお、酸素及び硫化水素濃度等の測定結果は、記録・保存し監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- 3 局地的な大雨に対する下水道管渠内作業の安全対策については、「局地的な雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」を参考にする事。

## 第6条 調査内容

受託者は、次の記載事項の他、監督員の指示する事項を調査するものとする。

### 1 計測による調査

管の位置、人孔間距離、人孔深、管径、取付管径、人孔内のり寸法、下水道に接続する側溝及び柵等の位置、形状寸法、吐口・伏越の形状寸法、接続汚水・雨水柵の位置・形状寸法、箇所数、道路、水路等の境界杭。

## 2 目視による調査

管種，管・管口・目地等の破損状況，管の通り，漏水，土砂・ゴミ等の堆積状況。人孔内の足掛金物，斜壁，直壁，インバート，蓋枠の据付け等の状況。接続柵，副管の状況。舗装種類，路面状況，L型，U型側溝等の布設状況。

## 3 図面等による調査

下水道計画に基づき，流下量，流出量，勾配，ルートの妥当性。

## 第7条 報告書の作成

受託者は，本市指定様式の図面を用い，本市下水道台帳凡例に基づいて，一般図（縮尺1/2，500），施設平面図（縮尺1/500），縦断図（縮尺縦1/100，横1/500）に記入すること。

## 第8条 写真の提出

受託者は，第6条の調査の実施に当たり，記録写真及び映像等で判断すべきものは，必要に応じてこれらを整理し，監督員に提出すること。

## 第9条 成果品の提出

受託者は，調査実施内容を報告書にまとめ，A4版で作成し，監督員に3部提出すること。

## 第10条 審査

- 1 受託者は，業務完了後社内において相当な調査経験を有する審査員により審査を実施し，報告書に誤りが無いよう務めること。
- 2 報告書には調査員・審査員の署名または捺印をすること。

## 第11条 損害の補償

- 1 受託者は，第三者に損害を与えないようにしなければならない。  
なお，第三者に損害を及ぼした場合は，損害補償は受託者が行なうこと。
- 2 下水道工作物に損傷を与えたときは，直ちに監督員に報告し，その指示により，速やかに復旧すること。

## 第12条 その他

受託者は，その他必要に応じて，下水道河川局下水道管路部の既設下水道管調査委託仕様書及び既設管調査（TVカメラ等）委託仕様書に準拠すること。